

記録について

(1)貯蔵事業規則第 27 条に基づく記録（保安規定第 51 条表 51-1, 3）

保安規定第 51 条表 51-1, 3 の記載と貯蔵事業規則第 27 条（記録）との対応関係を以下に示す。貯蔵事業規則第 27 条第 1 項に規定される記録のうち、設置の工事（金属キャスク搬入前）段階において作成・管理が必要な記録（第 1 号, 第 8 号及び第 10 号）を記載している。なお, 表 51-3 については, 既認可済の実用炉と同様の記載とし, 必要なものを記録することとしている。

貯蔵事業規則			R F S 保安規定第 51 条		
貯蔵事業規則第 2 7 条（抜粋）			表 5 1 - 1		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録 (貯蔵事業規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間
一 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録			1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ロ 第三十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	検査の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. 保全の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ハ 第三十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、管理目標及び施設管理実施計画の評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	4. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
二 操作記録（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）	—	—	5. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
六 保安教育の記録			6. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	7. 保安教育の実施計画	策定の都度	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	8. 保安教育の実施日時, 項目及び受け手の氏名	実施の都度	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間			

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており, 点検, 故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 51 条

(続き)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
七 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間

表 5 1 - 3 ※2

記録 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第 3 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a) ~ d) に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5 年
(3) 業務・使用済燃料貯蔵施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(5) 業務・使用済燃料貯蔵施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5 年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年

※2: 表 5 1 - 1 又は表 5 1 - 2 を適用する場合は, 本表を適用しない。

貯蔵事業規則	R F S 保安規定第 51 条										
<p>貯蔵事業規則第六條の三</p> <table border="1" data-bbox="184 348 1338 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 348 1338 424">貯蔵事業規則第六條の三</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 432 1338 1003"> <p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵事業規則第六條の三	<p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。</p>	<p>表 5 1 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1400 348 2585 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="1400 348 2041 424">記録 (貯蔵規則第六條の三に基づく記録)</th> <th data-bbox="2053 348 2267 424">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2279 348 2585 424">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 432 2041 1003"> <p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> </td> <td data-bbox="2053 432 2267 1003">検査の都度</td> <td data-bbox="2279 432 2585 1003">当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>			記録 (貯蔵規則第六條の三に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	<p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間
貯蔵事業規則第六條の三											
<p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。</p>											
記録 (貯蔵規則第六條の三に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間									
<p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間									

(3)原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録（保安規定第51条表51-4）

保安規定第51条表51-4の記載と使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧貯蔵事業規則第27条（記録）との対応関係を以下に示す。既に着手済みの工事については、原子炉等規制法附則を適用し使用前検査が実施されるため、旧貯蔵事業規則に基づく記録を記載し、保存期間については、実用炉規則附則に基づく読み替え後の期間を準用し記載する。

<table border="1" data-bbox="154 1423 1338 1596"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 1423 795 1470">記録事項</th> <th data-bbox="807 1423 1020 1470">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1032 1423 1338 1470">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 1478 795 1512">一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録</td> <td data-bbox="807 1478 1020 1512"></td> <td data-bbox="1032 1478 1338 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="154 1520 795 1596">イ 使用前検査の結果</td> <td data-bbox="807 1520 1020 1596">検査の都度</td> <td data-bbox="1032 1520 1338 1596">同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録			イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	<p>表 5 1 - 4</p> <table border="1" data-bbox="1400 1423 2585 1617"> <thead> <tr> <th data-bbox="1400 1423 2041 1499">記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録）</th> <th data-bbox="2053 1423 2267 1499">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2279 1423 2585 1499">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 1507 2041 1617">使用前検査の結果</td> <td data-bbox="2053 1507 2267 1617">検査の都度</td> <td data-bbox="2279 1507 2585 1617">同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認までの期間</td> </tr> </tbody> </table>			記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間	使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認までの期間
記録事項	記録すべき場合	保存期間																
一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録																		
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																
記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間																
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認までの期間																